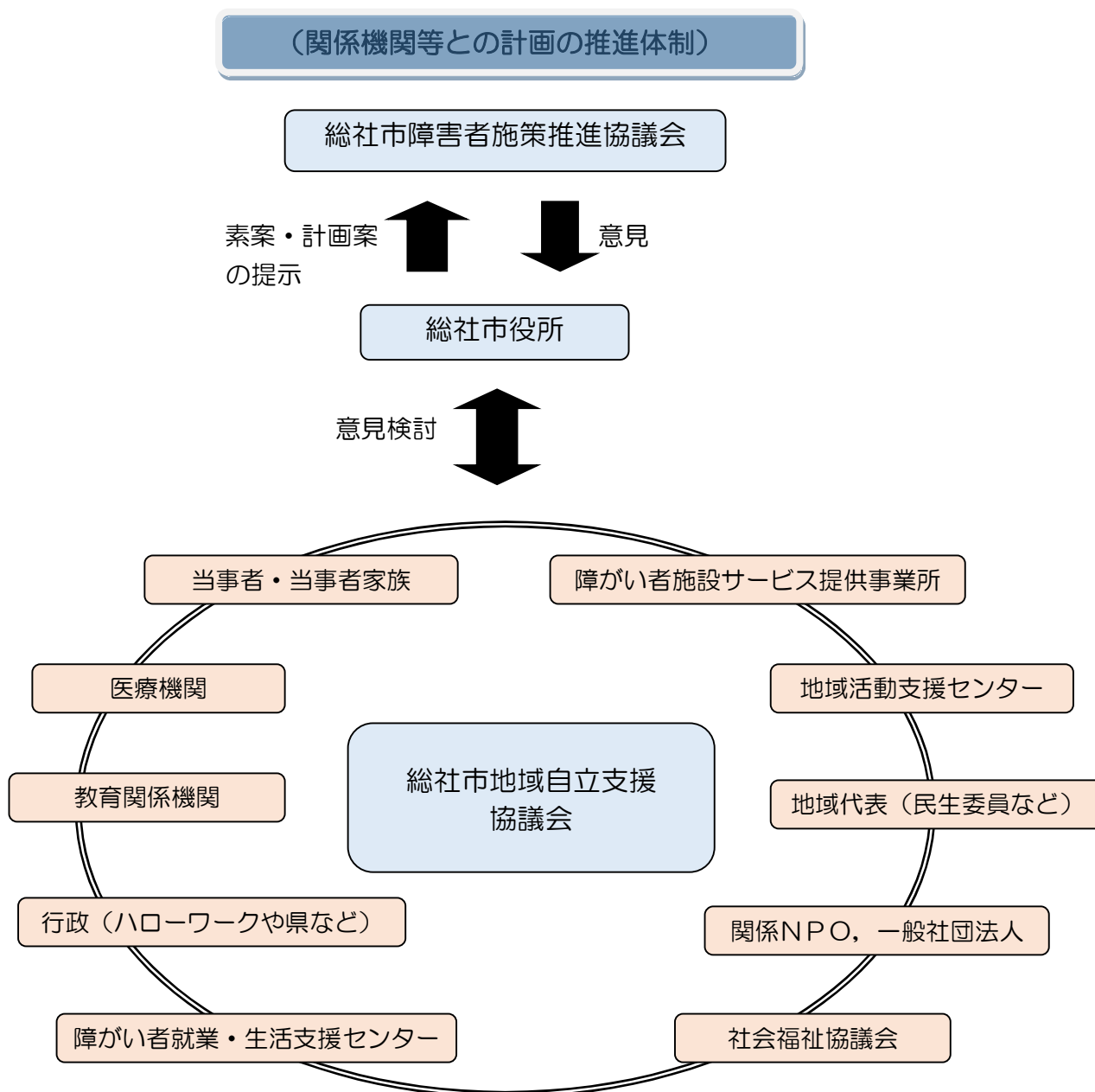


第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携

障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域のさまざまな関係機関・団体との連携が不可欠であるため、地域自立支援協議会を中心にハローワークや高齢・障害者雇用支援センター、企業や事業所などの就労に関わる各種団体・機関や医療機関などの保健医療の専門機関、サービス事業者、障害者団体やボランティア、自治会などの地域組織などのさまざまな関係機関・団体との連携・協働に努めます。



2. 計画の進行管理

各年度において、サービス見込量などについての達成状況の調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、地域自立支援協議会などの外部機関からの意見反映し、計画を変更することその他の必要な措置を講じます。

(1) 計画におけるP D C Aサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「評価指標」としています。

P D C Aサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、各年度において障害者施策推進協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について集約し、計画に反映させていきます。

(障がい福祉計画におけるP D C Aサイクルのプロセスのイメージ)

基本指針

■障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込み量の見込み方の提示

計画 (Plan)

■「基本指針」に即して成果目標及び評価指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

改善 (Act)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施。

実行 (Do)

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価 (Check)

- 成果目標及び評価指標については、各年度においてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい者福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、障害者施策推進協議会の意見を聴く。
- 評価指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。

(2) 点検・評価結果の反映

障害者施策推進協議会から、計画の進捗状況や、計画を促進していくための方策について意見・提案等を受け、必要があると認めるときは、計画の見直し等、施策に反映します。